

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 4 日

各〔 都道府県
市 町 村 〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

無償化対象児童に係る多子軽減認定の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進については、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年 10 月 1 日から、就学前の障害児の発達支援のため、障害児が満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間（以下「無償化対象期間」という。）は、障害児通所支援及び障害児入所支援の利用者負担について、保護者の所得に関わらず無償とすることとしています。

無償化対象期間の障害児（以下「無償化対象児童」という。）の保護者の利用者負担額の判定に当たり、当該障害児が多子軽減及び無償化双方の対象児童であった場合は、両方の判定を行い、その結果を受給者証に記載することとしてきました（※1）。

今般、令和 2 年の地方分権改革に関する提案（※2）を踏まえ、当該事務について検討を行い、下記の取扱いのとおりとすることとしましたので、各都道府県及び市町村におかれては、障害児通所支援及び障害児入所支援の利用者負担額の判定に係る事務の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の取扱いは、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものとします。

※ 1

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務 FAQ（令和元年 8 月 29 日発出版）（抜粋）

No. 21

問 受給者証の特記事項欄について、多子軽減及び無償化双方の対象児童であった場合、両方の記載が必要となりますか。

答 お見込みのとおりです。

多子軽減の適用対象は給付決定保護者であり、多子軽減適用の対象となるか否かを確認するために世帯の児童数を数える際には、無償化対象児童も算入することとなります。

また、多子軽減により軽減される利用者負担（10/100→5/100 又は 0/100）を計算する際も、無償化対象児童を含めたうえで第何子であるかにより判断します。

このように、利用者負担額の決定に当たっては、多子軽減の対象となるか否かと無償化の対象となるか否かの両方を参照することとなるため、受給者証についても、事務処理要領等において両方記載いただく旨を記載しています。

※2

令和2年の提案募集方式における地方からの提案

提案事項（事項名）

障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定等の一部簡素化

求める措置の具体的内容

「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。

（注）同提案における「所得区分に応じた負担上限月額」の記載を見直すことについては、障害者自立支援給付支払等システムの改修を必要とするため、その時期等については改めてお知らせします。なお、令和4年度中は当該事務の見直しのためのインターフェース仕様書の見直しは行わない予定です。

記

- 多子軽減認定の対象となる障害児であっても、無償化対象児童である場合は、無償化対象児童の保護者に対して多子軽減認定の申請を求めず、無償化対象児童として利用者負担額を判定して差し支えないこととします。
これにより、例えば、第一子、第二子とも無償化対象児童のようなケースについては、第二子について多子軽減認定を行わないことにより、利用者負担額の判定に係る手続きの簡素化を図ることができます。
- ただし、例えば、第一子、第二子とも無償化対象児童であって、第三子が2歳（無償化対象期間外）で障害児通所支援を利用するようなケースでは、第三子について多子軽減認定を行うことで、10/100の利用者負担額をゼロ円とすることが可能となるため、こうしたケースについては多子軽減認定の申請の勧奨を行うなどして、利用者に不利益が生じないようお取り計らい下さい。
- なお、既に多子軽減認定を行っている保護者について、改めて多子軽減認定についての記載を削除した受給者証を交付する必要はありません。

<本件担当>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

T E L : 03-5253-1111（内線 3037）

F A X : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp